



ハグマンレター



FROM ユアブレーション 尾上会計事務所



コラム

P1

繁盛店の秘訣とは

姫路のいわゆる水商売のお店が並ぶ繁華街に1軒のカラオケバーがあります。席数14席のカウンター席を完全にママ1人で切り盛りしており、お酒とごく簡単な軽食を提供しながら、お客様はカラオケを歌うスタイルのよくあるカラオケバーです。

このお店がオープンしたのは、令和3年3月と言いますから、まだまだコロナも明けやらぬ時期。よくぞそんな時期に新規開店したなと驚きましたけど、それもコロナで1ヶ月オープンを遅らせてのスタートとのこと。さらに驚くのは、半年も経過しない頃からお店は満員の日が続き、夜中までお客様で溢れかえっているようです。今日は28人のお客様にお越しいただきましたとか、今日は8人お断りせざるを得ませんでしたとか、貸切りで予約されることも多く、今や姫路一の繁盛店であるかもしれません。

初めて連れて行ってもらったのはオープンして2ヶ月程の頃。すでにお店がInstagramをやっておられたので遡って見てみると、市内の名だたる飲食店の経営者からお祝いの花が山ほど届いてました。それを見た私はどこかのスナックかラウンジでチーママでもしておられた女性がめでたく独立されたのかと思ったら、そうではなく昼間はデパートで洋服を売ってる素人さん。だからなのか、接客も決してプロっぽくなく、とても新鮮な印象でした。そんなところが受けているのかもしれない。さらに料金が安い。ビール・ハイボール・酎ハイが飲み放題で2時間3,850円で、この類のお店としてはかなりの格安感があります。

無料の広告媒体としてのInstagramもかなり上手く活用しておられ、カラオケを歌う方の動画(基本はテレビ画面と音声のみ)を撮ってはリアルタイムでストーリーズ(24時間限りの動画掲載コーナー)にアップされ、現在の店の雰囲気もリアルに伝わってきます。ボトルワインの注文があった時にもぎやかな乾杯の様子(顔なしで)がアップされますし、アップの時刻を見てみると、毎夜2時や3時まで大勢のお客さんがおられるのが当たり前という感じになってます。

お客様の特徴として、リピートの多い常連客が中心であることと、常連客が連れてきたお連れさんがまた違う人を連れてくるという、芋づる式の展開が多いようです。だからお客様どうしも知り合いになったり顔見知りであったり、営業展開としてなかなか見事な構造です。

このお店に行っていると、必ずしも今このコロナの状況で、カラオケバーの開店はありえない!なんていう固定観念は吹っ飛んでしまいます。何をやるかではなく、商売のうまくいくいかないは、もっと他のところに要因があるのだらうなと改めて痛感させられる次第です。とても感心しながらお店に通い、知り合いを連れて行って、私もお店の繁栄に一役買っております。笑



確定申告

P2

確定申告 もう一度ご確認を

3月15日が期限の確定申告ですが、既に申告が終わった方も、これから申告をする方も、以下に記載の申告内容をお忘れてないか、今一度お確かめ下さい。

○為替差益

預け入れしていた外貨預金を円に換金した場合だけでなく、外貨預金を他の通貨に換えたり、外貨預金を使って外貨建て商品の購入やサービスを受けた場合も、保有している外貨を売って日本円に換えた後、この日本円で支払いをしたという認識になり、為替差益が発生します。ニュースでもお聞きのように、円安で過去最高益を出した企業があるように、長期的に外貨や外貨建て債券・外貨建保険を保有されていた個人の方は過去最高の為替差益を出した一年と推定します。

○株式譲渡損失がある場合

上場株式等を証券会社等を通じて譲渡し譲渡損失が出た場合は、確定申告することにより、上場株式等の配当所得等と相殺（損益通算）することができます。また、相殺してもなお控除しきれない譲渡損失がある場合は、翌年以後3年間にわたり、継続して確定申告することにより上場株式等の譲渡益・上場株式等の配当等から繰越控除することができます。

○扶養等の確認

扶養親族としている学生などのバイト代（給与）が年間103万円を超えると、扶養控除が受けられなくなります。特に大学生などが多い19歳～22歳に対する扶養控除額は63万円と他の年齢の38万円よりも多い為、控除から外れた時の親の税負担額額の差が大きくなります。年末調整で税金の還付を受けたのに、親の知らないうちに学生はしっかりバイトしていて、後から多額の税金を払わないと...という“事件”が時々...いや頻繁に起こっています。所得税+住民税...親からするとかなり痛いです(^ _ ^)

また、配偶者控除等を受ける場合も同様に配偶者の年間給与は概算ではなく確実に把握する必要があります。

○保険満期金

特に申告漏れが多いのがこの保険満期金です。保険金の契約者＝受取人の場合は一時所得となり、受け取った満期保険金から支払った保険料総額を差し引いた金額が50万円を超える場合は確定申告が必要となります。

○副収入

フリーマーケットやオークションなどサイドビジネスなどで利益を得た場合も要注意です。例外として一時的に生活用品を販売した場合は申告不要とされています。また、仮想通貨を売却又は使用することによる所得は申告が必要です。

○ふるさと納税ワンストップ特例

特に多いのが、医療費控除を受けるためなどの理由で確定申告をしてしまうケースです。確定申告をしてしまうと、ワンストップ特例が無効となり、ふるさと納税についても確定申告をしないと寄付金控除が受けられなくなりますので、ご注意ください。

※新たにハクションレターの配信先をご紹介頂ける場合には、お手数ですがにを入れご返信ください。

下記へ配信してください。
会社名 _____

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛
TEL _____

FAX 079-288-0997
FAX _____



相続時精算課税制度が改正されます！

P3

令和5年度税制改正大綱において、相続時精算課税制度（注1）と暦年課税贈与について重要な改正が発表されています。

（注1）相続時精算課税制度とは...60歳以上の父母や祖父母から18歳以上（R4年4月以降）の子や孫が贈与を受けた場合に2,500万円まで贈与税が非課税となる制度です。2,500万円を超える金額の贈与を受けた場合でも、2,500万円を超えた部分に対して一律20%の贈与税を納付します。贈与者が亡くなり相続が開始した際には、贈与を受けた財産額は全て相続財産に加算され、相続税が課税されることになります。

【資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築等（案）】

	相続時精算課税	暦年課税
現行	<p>贈与時に、軽減・簡素化された贈与税を納付（税額は上記のとおり）。</p> <p>暦年課税のような基礎控除は無し。</p> <p>財産の評価は贈与時点での時価で固定。</p> <p>相続時には、累積贈与額を相続財産に加算して相続税を課税（納付済みの贈与税は税額控除・還付）。</p>	<p>暦年ごとに贈与額に対し累進税率を適用。基礎控除110万円。</p> <p>ただし、相続時には、死亡前3年以内の贈与額を相続財産に加算して相続税を課税（納付済みの贈与税は税額控除）。</p>
改正案	<p>○毎年、110万円まで課税しない（暦年課税の基礎控除とは別途措置）。</p> <p>○土地・建物が災害で一定以上の被害を受けた場合は相続時に再計算。</p>	<p>○加算期間を7年間に延長。</p> <p>○延長4年間に受けた贈与については総額100万円まで相続財産に加算しない。</p>

上記見直しは、令和6年1月1日以後に受けた贈与について適用されます。

【ポイント】

・年間110万円の範囲内で贈与をしている方にとっては相続時精算課税制度を使ったほうが7年間と長くなる贈与加算を避けることができるため有利になります。それを超えて贈与税の税率が低い範囲内で長期間にわたって贈与を行う場合は暦年課税が有利な場合もあります。一度相続時精算課税制度を選択すると暦年課税には戻れませんのでよく検討が必要です。

・相続人と受遺者（遺言書による財産の分与をされる人）以外への贈与は贈与加算の対象外となります。相続人とはならない孫や子供の配偶者は遺贈を受けなければ対象とはなりません。

（記事担当：井上）

※今後ハクションレターの配信をご希望されない方は、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

今後希望しない

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛

FAX 079-288-0997

会社名

TEL

FAX



加入者1名から運営できる

P4

企業年金制度をご存知ですか？

皆様、数年前に世間を騒がせた「老後 2,000 万円問題」を覚えておられますか。豊かな老後生活を送るためには公的年金以外に、老後 30 年間で 2,000 万円程度の自助努力が必要という、金融庁が作成した報告書の一部が切り取られ、「公的年金不安を煽る」と物議を醸した問題です。ただし、公的年金だけで豊かな老後生活を送れないことも周知の事実で、皆様、それぞれ自助努力として資産形成をされていることと思います。

そこで、今回はメリットが多く、中小企業でも導入が進み始めた、確定拠出年金制度（企業型）をご紹介します。老後に備えた資産形成の解決手段としてご検討いただければと思います。

1. 制度の位置づけ

老後年金制度の 3 階部分（ちなみに国民年金が 1 階、厚生年金が 2 階です）として国が位置づけています。同じく 3 階部分にあたる確定拠出年金の「個人型」は iDeCo（イデコ）の愛称で親しまれ最近加入が増えています。iDeCo の拠出限度額が月 23,000 円であるのに対して、確定拠出年金の「企業型」は、拠出限度額が月 55,000 円にもなります。

2. 制度導入のメリット

役員の掛金の全額（年間最大 660,000 円）を法人の経費（福利厚生費）とすることができます。

希望する従業員が加入する際、拠出掛金には社会保険料（個人・法人負担分とも）、所得税・住民税がかかりません。

一時金で受け取る際、退職所得として分離課税（掛金拠出期間 20 年の場合、40 万円 × 20 年 = 800 万円まで非課税、控除額を超えた金額は 1/2 が課税対象）になり優遇されます。

3. 制度導入のデメリット

制度運営コストがかかります。

資産は 60 歳まで引き出すことができません。

確定拠出年金制度（企業型）は、大企業では既にほとんどの企業が導入済みで、最近、中小企業でも少しずつ導入が進みつつあります。企業年金制度は、従業員のモチベーション・資質向上、離職率の低下、また新規採用時のアピールポイントにもなり、労働力不足解消の一助にもなりそうです。弊所でも導入のご支援ができますので、ご興味のある方はご相談ください。

※今後ハクシオンレターの配信をご希望されない方は、お手数ですが に を入れご返信ください。

今後希望しない

会社名

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛

TEL

FAX 079-288-0997

FAX